

移動等円滑化取組報告書

（令和2年度）

住 所 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号  
 事業者名 阪急バス株式会社  
 代表者名 取締役社長 井波 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両等	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・一般路線バス車両の新造車両については、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除き、全てノンステップバスを導入する。(2020年度は導入予定の35両全てをノンステップバスでの導入を目指す。)	・一般路線バスの新造車両35両のうち、移動円滑化基準適用除外認定車両2両を除く33両全てをノンステップバスで導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・取組計画への掲載根拠となる改正条文が2021年4月1日施行のため、2020年度取組計画書には未記載	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車両へのステ	円滑な利用、ならびに周知・啓発を図るため、 ・一般路線及び高速バス全車両に補助犬マーク及びヘルプ	・計画通り、対象全

<p>ッカー貼付</p>	<p>マークのステッカーを貼付する。(継続実施/導入予定全車両/一般路線バス車両は補助犬マーク及びヘルプマーク、高速バス車両は補助犬マーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先座席の表示に、従来の文字に加え、ピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。(継続実施/一般路線バスの導入予定全車両)</li> </ul>	<p>車両対応済み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り、対象一般全車両対応済み</li> </ul>
<p>バス車内放送での周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス車内放送において、座席譲りに関するアナウンスを組み込み、周知・啓発を図る。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り、一般路線にて対応済み</li> </ul>
<p>障がい者の接遇に関する資格を所有する職員の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士に加え、営業所管理者及び本社職員についてもサービス介助士の資格を取得し、管理部門においても障がい者の接遇に関する資格を所有する職員を配置する。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所管理者 35名、運転士 93名、本社職員 8名取得</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
優先座席の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般路線バスの優先座席に、ピクトグラムを表示したシート生地を用いることで、優先座席の明確化を図る。(継続実施/2020年度導入予定全車両)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り、一般路線新造車 35 両全て対応</li> </ul>
バス車両における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行先の視認性向上のため、車外の行先表示機を①一般路線バス車両は白色LED化、②高速バス車両はフルカラーLED化する。(継続実施/2020年度導入予定全車両)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り、一般路線 35 両全て対応</li> <li>・高速バスは車両導入なし</li> </ul>
バス停留所における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般路線のバス停留所にQRコードのステッカーを引き続き貼付し、ホームページに掲載する運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り、既存停留所全てに対応</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
実地研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい当事者及び各支援団体にご協力いただき、バス車両を使用した実地研修を実施する。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、協議のうえ実施を見送り</li> </ul>
運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士を対象としたドライバーズコンテストを開催し、運転及び接遇技術の向上及び意識啓発を図る。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年9月4日に第2回を実施</li> </ul>
運転士等への教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子をご利用されるお客様に対する接遇教習教材(D</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施済み</li> </ul>

障がい者の接遇に関する資格の取得促進	<p>V D) を使用した教育を実施する。(継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲導犬、聴導犬、介助犬と一緒にご利用されるお客様に対する接遇教習教材 (D V D) を使用した教育も実施する。(継続実施)</li> <li>・新たに採用する運転士に対する教習プログラムにおいて、インスタントシニア体験を実施する。(継続実施)</li> <li>・新たに採用する運転士に対する教習プログラムに、サービス介助士の資格取得を組み込み、資格取得の促進を図る。(継続実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施済み</li> <li>・計画通り実施済み</li> <li>・新規採用運転士全員に実施済み (営業所管理者 35 名, 運転士 93 名, 本社職員 8 名取得)</li> </ul>
--------------------	--	---

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組計画への掲載根拠となる改正条文が 2021 年 4 月 1 日施行のため、2020 年度取組計画書には未記載</li> </ul>	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社内に教育及びC S の専任担当を配置し、運転士等への教育を推進した。</li> <li>・沿線自治体である池田市のバリアフリーマスタープラン、芦屋市のバリアフリー基本構想 (J R 芦屋駅周辺地区) 策定のための協議会に参加した (吹田市、豊中市、茨木市、島本町は書面開催)。</li> <li>・サービス介助士資格取得に係る費用については、会社が負担し、資格の取得促進を図った。</li> <li>・一般路線バス全線で利用できる高齢者専用定期券 (グランドパス) を設定、また I C カード化することで、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。</li> <li>・上屋 3 基・ベンチ 3 基を設置した。</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表
--------------

(4) その他

特になし
------

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	878	856	526	330	0	0	0	22	22	0	22	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	35	33	33	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	64	62	24	38	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0
年度末車 両数	849	827	535	292	0	0	0	22	22	0	22	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。